

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第10章 議員の政治倫理

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第22条 議員は、品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならない。	議員政治倫理要綱を定め、品位及び品格を損なわないよう行動するよう努めている。	議員政治倫理要綱の見直し	○市政に対する市民の信託に應えるため、高い倫理観と品位の保持に努める。 ○研修の実施・強化に努めていく。	B	無
(議員定数) 第23条 議会は、議員定数について、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の意思を市政へ十分に反映させるため、活発な議論が行われるものとなるよう検討しなければならない。	議会運営委員会で協議	○広く市民意志を反映するために、十分な審議を尽くすための会議体の適正規模への視点が薄い。 ○市民意見の聴取を継続的に出来ていない。	現員数のままでできる工夫として委員会の枠組みについて検討していく。	B	無
2 議員定数に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「議員の定数を定める条例」を定めている。			A	無
(議員報酬) 第24条 議会は、議員報酬について、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に検討しなければならない。	特別職報酬等審議会の答申内容に基づき、随時検討している。			A	無
2 議員報酬に関して必要な事項は、別に条例で定める。	「尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を定めている。			A	無